

1. 授業で利用するための複製

学習用ソフトのディスクやCD-ROMを一つ買ってきて、コンピュータ教室に設置されているコンピュータの台数分、フロッピーにコピーしたり、ハードディスクにインストールすることは果たして許容されているでしょうか。

著作権法第35条第1項では、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」とされていますが、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定されています。

プログラムを複製する場合は、通常は、この但し書きに該当し無許諾でコピーをとることは許容されないと解すべきです。

学習用ソフトは、通常、学校において利用される数だけ購入されることが予定されており、ドリル教材等と同様に、法第35条第1項の規定により複製できるとすれば、権利者に大きな経済的損失を与えてしまうことになります。

また、法第47条の2の規定により、プログラムの著作物の複製物の所有者が自らコンピュータで利用するため必要なとき複製又は翻案できることが定められていますが、この規定で許容されるのは、具体的には、ディスクやテープ等の複製物の滅失・毀損に備えてバックアップコピーを作成することによる複製、ディスクからテープ等への媒体変換に伴う複製、機能の向上・付加などのためのバージョンアップによる翻案、ハード機種に対応させるための翻案などであり、コンピュータ教室の端末の台数分複製するような行為は許容されるものではありません。

近年では、サイト契約やキャンパスキットにより、通常よりも安価に利用できる契約形態が普及していますので、正当な利用許諾の下で、教育に活用すべきです。